

第5章 雨量・水位等通報・公表

第1節 水位等の通報・公表

1. 水位の通報・公表

(1) 水位の通報

道及び北海道開発局は、所管する観測所の水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位を国土交通省「川の防災情報」、「市町村向け川の防災情報」ホームページに掲載することにより関係機関に通報する。

(2) 障害時の水位の通報

道及び北海道開発局は、所管する観測所の水位が次の各号のいずれかに該当し、回線途絶等の事由により上記ホームページに観測値を掲載できないときは、水位等通報系統図に定める関係機関に通報する。

通報は電話又は防災行政無線により行うものとし、これにより難しいときはファクシミリ又は電子メールにより行う。

○水位が次の各号の何れかに該当したときに提供する。

- ア 水防団待機水位（通報水位）に達したとき
- イ 氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき
- ウ 氾濫注意水位（警戒水位）を超え、再び氾濫注意水位（警戒水位）となるまでの毎正時
- エ 氾濫注意水位（警戒水位）以下になったとき
- オ 水防団待機水位（通報水位）以下になったとき
- カ 上記の各号以外に急激な水位の変動があったとき

2. 雨量の通報

(1) 雨量の通報

道は、所管する観測所の雨量を国土交通省「川の防災情報」及び「市町村向け川の防災情報」ホームページに掲載することにより関係機関に通報する。

(2) 障害時の雨量の通報

道は、所管する観測所の雨量が次の各号のいずれかに該当し、回線途絶等の事由により上記ホームページに観測値を掲載できないときは、その雨量の状況を水位等通報系統図に定める関係機関に通報する。

通報は電話又は防災行政無線により行うものとし、これによりがたいときはファクシミリ又は電子メールにより行う。

- ア 降雨開始から 24 時間以内に 60mm以上の降雨があったとき。
- イ 1 時間雨量が 25mm（融雪期 10mm）に達したとき。

3. 水位等通報系統図

道及び北海道開発局からの水位等通報系統図は次のとおり

